

知財総合支援窓口の業務サポート(詳細)

窓口支援担当者は、知財総合支援窓口の円滑な運営に資するため、以下の業務サポートを行う。

1 中小企業等に対する相談対応及び支援並びに周知活動に関する業務

(1) 相談対応及び支援に関する業務(総論)

常設窓口及び臨時窓口において、域内の中小企業等からの相談を受け付け、相談者とのコミュニケーションをとりながら、その中小企業等が抱えている課題を的確に把握し、整理し、課題解決に向けた支援等を行うこと。

また、支援等の実施に当たっては、常設窓口又は臨時窓口での対面や中小企業等へ訪問のほか、電話、FAX、E-Mail 等に加え、Web 会議システムの積極的な活用を図ること。

(2) 相談対応及び支援に関する業務(関係機関との連携)

相談者からの相談内容や課題の内容に応じて、よろず支援拠点や商工会議所、商工会等の中小企業支援機関その他の関係機関と連携し、協働し、支援機能の相互補完を図り、中小企業等の事業上の課題解決に向けた一体的かつ網羅的な支援を実施すること。

(3) 相談対応及び支援に関する業務(INPIT の専門窓口等との連携)

相談者からの相談内容や課題のうち、海外展開に関することや営業秘密・知財戦略に関すること、産学連携やイノベーション創出等の専門的な内容を含む場合は、INPIT の専門窓口等と連携して一体的な支援を実施すること。

【INPIT の専門窓口等】

- ①海外展開知財支援窓口
- ②営業秘密・知財戦略相談窓口
- ③関西知財戦略支援専門窓口
- ④産学連携・スタートアップ相談窓口

(4) 相談対応及び支援に関する業務(専門家の活用)

相談者からの相談内容や課題が、高度かつ専門性が高い場合は、機能強化事業で提供する知財専門家(弁理士・弁護士等)やデザイン・ブランド等の専門家の活用を図り、専門家と連携し、協働して、中小企業等の事業上の課題解決に向けた効果的な支援を実施すること。

なお、専門家の活用に当たっては、機能強化事業者、または INPIT から派遣を行うため、民間事業者による雇用や費用負担(謝金、旅費)は生じない。

また、年度毎における専門家の活用回数については、別途 INPIT と協議の上、決定するものとする。

(5) 加速的支援に関する業務

知財総合支援窓口において支援を実施している相談者の中から、中堅・中小・ベンチャー企業等における知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長を図るため、中長期的な事業戦略を踏まえた課題の抽出や目標を設定し知財戦略の構築を行う「加速的支援」の対象となる企業を発掘し、相談支援事業者、機能強化事業者及び専門家と協働した支援を実施する。

【参考：重点支援事例】

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/02.html>

(6) その他の支援等に関する業務

- ①電子出願ソフトを用いた電子出願手続に関する支援を行うこと。

- ②J-PlatPat 及び Graphic Image Park を用いた特許情報等の活用に関する支援を行うこと。
- ③特許庁その他の関係機関が実施する支援施策の紹介を行うこと。
- ④IP ePlat を活用した知財人材育成サポートを行うこと。

(7) 相談対応及び支援における留意事項

本事業において実施する相談対応及び支援は「助言」「アドバイス」までに止め、出願等の手続代行や願書、明細書等の書類作成等の「代理行為」と受け取られる対応は行わないよう留意すること。また、権利範囲や権利侵害の抵触有無等の判断について相談者に断定的な判断と受け取られるような対応とならないよう留意すること。

知財専門家(弁理士・弁護士等)を活用した支援の場合であっても、支援はあくまでも「助言」「アドバイス」の範囲に止め、明細書作成・契約書作成・調査代行・交渉案件立会い等の相談者に「専門家に代理して貰った」と受け取られるような対応とならないよう留意すること。

(8) 周知活動に関する業務

知的財産への意識が希薄な(活用したことがない等)中小企業等に対する知的財産活用の重要性等について“気づき”(意識)を与えつつ、知的財産の活用を促すための周知活動を実施すること。

企業訪問による周知活動については、1 回の出張(外勤)で 2 社以上の訪問を行う等、効率的に実施すること。

周知活動については、例えば、以下の方法等により実施すること。

- ・ 中小企業等に対する個別訪問による周知
- ・ 中小企業等、支援機関又は自治体等の関係機関等に対するセミナーの実施
- ・ 展示会等への出展
- ・ 周知活動用リーフレットの作成(1,500 部以上)
- ・ Web サイトや SNS、メールマガジンその他の広告媒体の活用(広告費用は、都道府県内の中小企業数に対し単価 20 円を乗じた額以内。ただし、中小企業数が 5 万社以上の都道府県は 5 万社を上限。)

【参考：都道府県別中小企業数(中小企業庁 HP)】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2018/181130chukigyocnt.html

その他、知財総合支援窓口の Web サイト「知財ポータル」への記事掲載を活用した周知・広報を行うこと。

【知財ポータル】

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

(9) その他 INPIT 及び関係機関との協働に関する業務

(1)～(8)のほか、INPIT の要請により、INPIT、特許庁、経済産業局等その他の関係機関と協働した事業等の実施に協力すること。

※協力を要請する事業等の一例

【IP ランドスケープ支援事業】

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipl/index.html>

【特許庁又は経済産業局等によるハンズオン支援】

<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chitekizaisan/handson/index.html>

2 その他知財総合支援窓口の運営に関し必要な業務

(1) 窓口利用者へのアンケート調査票の配布

知財総合支援窓口の利用者に対して、アンケート調査票提出の協力を依頼すること。なお、アンケート調査票の提出先は別途 INPIT が指定する。

(2) 支援事例の抽出

相談者の企業経営・事業計画等を踏まえ、知的財産の活用を支援するための計画を

作成して支援を実施した事例を半期ごとに 1 件以上、INPIT に提出すること。

【参考：支援事例の掲載サイト】

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/supportcase/>